

多治見市適正な市政運営のための是正請求に関する条例〔案〕のあらまし —Ver.1.0_20090901

概要

本件は、市政基本条例第 30 条に基づく個別制度を整備するもので、市の行為等に対して是正を求める御意見について、審理員（職員）による調査、第三者機関への諮問を経て対応を決定していくものです。

※行政不服審査法に基づく不服申立を含みます。

I. 総則

1. 目的

市の行為等に対する是正請求の制度を設けることにより、市民の権利利益の保護等を図るとともに、適正な市政運営に資することを目的とします。

2. 定義

この制度（条例）における用語の意義を定めます。

3. 是正請求

(1) 何人も、市の機関の行為等（処分、行政指導その他の市の機関の意思決定及び活動にかかる行為又は不作為をいいます。）が適正でないと考えるときは、市に対して是正請求ができることとします。

(2) 是正請求の請求先（「審査庁」といいます。）については、次のとおりとします。

ア 議会に関すること 議長

イ 市長その他の行政に関すること 市長

ウ 指定管理者に関すること 指定をした市の機関

(3) 是正請求は、行為等を知った日から 3 月以内に行うこととします。

(4) 是正請求は、行為等の日から 1 年以内に行うこととします。

(5) 是正請求について、他の法令や条例に定めがあれば、その法令等が優先して適用されることとします。

4. 適用除外

(1) 次に掲げる行為等については、是正請求ができないこととします。

ア 職員による公益通報に関すること。

イ 地方税の犯則に関すること。

ウ 教育、訓練等に関すること。

エ 公務員の身分等に関すること。

オ 試験、検定の結果に関すること。

カ 当事者間での利害の調整を目的として行われること。

キ 防疫、保安等にかかる問題が発生した際、公益の確保のために行われること。

ク 職務に必要な情報の収集を目的として行われること。

ケ 行政手続条例に基づく意見陳述に関すること。

コ この制度に基づくこと。

(2) 国や自治体は、是正請求ができないこととします。

5. 執行停止

- (1) 是正請求は、行為等に関する事務処理の続行を妨げません。
- (2) 審査庁は、是正請求人の申立又は自らの判断で、事務処理を停止させることができます。
- (3) 事務処理の続行により重大な損害が発生する場合には、事務処理を停止しなければならないこととします。
- (4) 是正請求人から申立があったとき、又は、審理員（審理の手続を行う職員をいいます。）から事務処理を停止すべきとの意見があったときは、審査庁は、事務処理を停止するか否かを定めることとします。
- (5) 事務処理を停止した後に、公益に重大な影響を及ぼすこととなったときは、事務処理の停止を取り消すこととします。

6. 標準処理期間

市の機関は、請求があつてから、決定するまでの標準的な期間を定めるよう努め、これを公にしておくこととします。

II. 是正請求

i. 是正請求手続

7. 是正請求書の提出

- (1) 是正請求は、是正請求書を提出して行うこととします。
- (2) 是正請求書には、請求者氏名、請求の内容等を記載することとします。
- (3) 請求期間を過ぎて請求するときは、その理由を記載することとします。

8. 代表者

- (1) 多人数で共同して請求するときは、代表者を定めることとします。
- (2) 審理員は、代表者を定めるよう命ずることができることとします。

9. 参加人

- (1) 利害関係者は、審理員の許可を得て、手続に参加することができることとします。
- (2) 審理員は、利害関係者に対して、手続への参加を求めることができることとします。

ii. 審理手続等

A. 審理手続

10. 審理員の指名

請求を受けた市の機関は、審理に当たる職員（審理員といいます。）を指名し、是正請求書の写しを送付するとともに、審理関係者にその旨を通知し、是正請求書の写しを送付することとします。

11. 審理手続の計画的進行

- (1) 審理関係者は、相互に協力し、手続を計画的に進めることとします。
- (2) 審理員は、審理関係者を集めて、日程の調整を行うことができることとします。

12. 手続の併合又は分離

審理員は、必要に応じて、複数の請求をまとめたり、分離したりすることができることとします。

13. 弁明書の提出

- (1) 審理員は、行為庁等（是正請求の対象となる行為を行った、又は不作為のある市の機関をいいます。）に対して、弁明書の提出を求めることとします。
- (2) 審理員は、弁明書の提出があったときは、これを審理関係者に送付することとします。

14. 反論書等の提出

- (1) 是正請求人は、弁明書に対する反論書を提出することができることとします。
- (2) 参加人は、意見書を提出することができることとします。
- (3) 審理員は、反論書又は意見書の提出があったときは、これを審理関係者に送付することとします。

15. 口頭意見陳述

- (1) 是正請求人又は参加人は、口頭で意見を述べる機会を求めることができることとします。
- (2) 口頭意見陳述は、審理関係者を集めて行うこととします。
- (3) 口頭意見陳述において、陳述が無関係な事項に及ぶような場合、審理員は、これを制限することができることとします。
- (4) 口頭意見陳述において、陳述人は、行為庁等に質問をすることができることとします。

16. 証拠書類等の提出

- (1) 是正請求人又は参加人は、証拠書類等を提出することができることとします。
- (2) 行為庁等は、証拠書類等を提出することができることとします。

17. 審理関係人への質問

審理員は、是正請求人若しくは参加人の申立により、又は自らの判断で、審理関係人に質問することができることとします。

18. 物件の提出要求等

- (1) 審理員は、是正請求人若しくは参加人の申立により、又は自らの判断で、次に掲げることができることとします。
 - ア 書類その他の物件の提出を求めること。
 - イ 必要と認める者に参考人として事実の陳述を求め、又は鑑定を求めること。
 - ウ 必要な場所につき、検証をすること。
- (2) 審理員による物件の提出要求等は、犯罪捜査のために利用してはならないこととします。

19. 是正請求人等による物件等の閲覧

是正請求人又は参加人は、審理手続が終結するまでの間、審理員に対して、証拠書類等、物件の閲覧を求めることができることとします。この場合において、審理員は、第三者の利益を害するおそれがあるとき等を除いて、閲覧を拒むことができないこととします。

20. 審理手続の終結

- (1) 審理員は、必要な審理を終えたときは、審理手続を終結することとします。
- (2) 審理員は、次の場合には、審理手続を終結することができることとします。

ア 弁明書、反論書、意見書、証拠書類等、物件につき、定めた期間内に提出されなかったとき。

イ 口頭意見陳述に陳述人が出頭しないとき。

(3) 審理員は、審理手続を終結したときは、その旨及び審理員意見書（審査庁がすべき決定に関する意見書をいいます。）等の提出予定時期を審理関係者に通知することとします。

(4) 審理員は、審理手続を終結したときは、審理員意見書を作成しなければならないこととします。

(5) 審理員は、審理員意見書を作成したときは、これを他の記録とともに、審査庁に提出しなければならないこととします。

B. 審理員

2 1. 審理員等

(1) 審査庁は、審理員の指名に当たっては、是正請求の対象となった行為等に関係のある者等を指名しないこととします。

(2) 審査庁は、審理員となるべき職員（審理員候補者といいます。）の名簿を作成し、これを公にしておかなければならないこととします。

2 2. 審理員の職務

(1) 審理員は、法令等及び良心に従い、独立して、事務の全てを行うこととします。

(2) 審理員は、その部下に事務の補助を、審理員候補者に審理の補助を求めることができ、この場合において、補助を求められた者は協力しなければならないこととします。ただし、審理員の判断は、独立して行い、合議制によることができるものではありません。

(3) 審理員は、審査庁に対し、事務処理を停止すべきとの意見書を提出することができます。

2 3. 審理員の保護

(1) 審理員等（審理員及び審理員候補者をいいます。）は、審理員等であること又はその職務を理由として、いかなる不利益取扱も受けないこととします。

(2) 審理員等は、審理員等であることにつき公益通報者とみなして、「職員による公益通報に関する条例」により保護を受けることとします。

iii. 是正請求審査会への諮問及び決定

2 4. 是正請求審査会への諮問

(1) 審査庁は、審理員意見書の提出があったときは、次の場合を除き、是正請求審査会に諮問することとします。

ア 他の第三者機関への諮問を経て決定しようとするとき。

イ 是正請求審査会によって、事案の性質にかんがみ、諮問を要しないとされたとき。

ウ 行為に対する是正請求について、その請求を認め、行為を取り消すとき（ただし、取消しに反対する旨の意見があるときを除く。）。

エ 不作為に対する是正請求について、その請求を認め、行為を取るとき（ただし、行為を取ることに反対する旨の意見があるときを除く。）。

- (2) 是正請求審査会への諮問は、審理員意見書及びその他の記録を添えて行うこととします。
- (3) 審査庁は、諮問をしたときは、審理関係人にその旨を通知し、審理員意見書を送付しなければならないこととする。
- (4) 審査庁は、是正請求に対する決定を行うに当たり、是正請求審査会以外の第三者機関への諮問を必要とする場合は、その手続を取ることにします。
- (5) 審査庁は、是正請求に対する決定を行うに当たり、他の行政機関等との協議その他の手続を必要とする場合は、その手続を取ることにします。

2 5. 決定

審査庁は、是正請求審査会から答申を受けたときは、是正請求に対する決定をしなければならないこととします。

2 6. 是正請求の認容

- (1) 是正請求に係る行為が適正でない場合は、審査庁は、決定で、当該行為の全部又は一部を取り消し、又は変更するものとします。この場合において、別途の行為が必要となるときは、市の機関は、その行為を取ることにします。
- (2) 是正請求に係る不作為が適正でない場合は、審査庁は、決定で、その旨を宣言するものとします。この場合において、市の機関は、必要な行為を取ることにします。

2 7. 却下又は棄却

- (1) 是正請求が請求期間の経過後に請求された場合など、是正請求が適正でないときは、審査庁は、決定で、是正請求を却下することとします。
- (2) 是正請求に係る行為等が適正である場合は、審査庁は、決定で、是正請求を棄却することとします。
- (3) 是正請求に係る行為等が適正でない場合で、公共の利益と是正請求人の損害の程度等を考慮したうえ、是正することが公共の利益に反するときは、審査庁は、決定で、是正請求を棄却することができることにします。この場合においては、審査庁は、その行為等が適正でないことを宣言しなければならないこととします。
- (4) 行為に係る是正請求について、審査庁は、是正請求人に対して不利益に行為を変更することはできないこととします。

2 8. 決定の方式

- (1) 決定は、次の事項を記載した決定書で行うことにします。
 - ア 決定の内容
 - イ 事案の概要
 - ウ 審理関係人の主張の要旨
 - エ 決定の理由（審理員意見書、是正請求審査会その他の第三者機関の答申と異なる場合は、その理由を含む。）
- (2) 決定に当たり、是正請求審査会への諮問を要しない場合は、審理員意見書を決定書に添付するものとします。
- (3) 審査庁は、決定をしたときは、決定書を審理関係人に送付するものとします。

2 9. 決定の拘束力

- (1) 決定は、関係する市の機関を拘束します。
- (2) 決定において行為が取り消された場合、又は不作為が適正でないと宣言された場合は、関係する市の機関は、必要な行為を取ることとします。
- (3) 決定において行為が取り消された場合、又は不作為が適正でないと宣言された場合で、その行為又は不作為が公表されている場合は、市の機関は、決定を公表することとします。
- (4) 決定において行為が取り消された場合、又は不作為が適正でないと宣言された場合で、その行為又は不作為について通知を受けている者がいる場合は、市の機関は、決定を通知することとします。

30. 証拠書類等の返還

審査庁は、決定をしたときは、提出された証拠書類等、物件につき、その提出人に返還するものとします。

III. 是正請求審査会

i. 設置及び組織

31. 設置

- (1) 市に是正請求審査会（以下Ⅲにおいて「審査会」といいます。）を置くこととします。
- (2) 審査会は、この条例による事項を処理することとします。
- (3) 審査会は、自らの発意により、審議手続に規定する調査を行い、適正な市政運営のために行うべき事項を建議することができることとします。

32. 組織

- (1) 審査会は、委員5人以内をもって組織することとします。
- (2) 審査会は、識見を有する者及び市民から、市長が任命することとします。
- (3) 委員の任期は、3年とします。ただし、補欠の委員の任期は、残任期間とします。
- (4) 委員の再任は、これを妨げません。
- (5) 委員には、守秘義務があります。その職を退いた後も同様とします。
- (6) その他必要な事項は、規則で定めることとします。

ii. 審議手続

33. 審査会の調査権限

- (1) 審査会は、次の調査を行うことができることとします。
 - ア 審査関係人に対し、その主張を記載した書面（「主張書面」といいます。）の提出を求めること。
 - イ 審査関係人に対し、資料の提出を求めること。
 - ウ 必要と認める者に事実の陳述又は鑑定を求めること。
 - エ その他必要な調査

- (2) 審査会の調査権限は、犯罪捜査のために利用してはならないこととします。

34. 意見陳述

審査関係人は、審査会に対して、口頭意見陳述を求めることができることとします。

35. 主張書面の提出

審査関係人は、審査会に対して、主張書面を提出することができることとします。

36. 提出資料の閲覧

審査関係人は、審査手続が終了するまでの間、審査会に対して、証拠書類等、物件の閲覧を求めることができることとします。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあるとき等を除いて、閲覧を拒むことができないこととします。

37. 答申書の送付等

審査会は、答申をしたときは、答申書の写しを、審査関係人に送付するとともに、その内容を公表することとします。

IV. 雑則

38. 運用状況の公表等

市長は、毎年度、1回以上、この条例の運用状況（各是正請求の概要、審査会の建議等を含む。）を取りまとめ、議会に情報提供を行うとともに、公表することとします。

39. 規則への委任

この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定めることとします。

附 則

1. 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行することとします。ただし、準備行為は、公布の日から施行することとします。

2. 準備行為

審査会の委員の任命に関し必要な事項は、この条例の施行の日前においても行うことができることとします。

3. 経過措置

処分又は不作為に対する不服申立て、この条例の施行の日前になされたものは、なお、従前の例によることとします。

4. 情報公開条例の一部改正

情報公開条例のうち、「情報公開審査会」を「是正請求審査会」に改めます。

5. 個人情報保護条例の一部改正

個人情報保護条例のうち、「個人情報保護審査会」を「是正請求審査会」に改めます。

6. 非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例中、「個人情報保護審査会」及び「情報公開審査会」を削り、「是正請求審査会」を加えます。

市政基本条例の一部改正

本制度の創設に伴い、市政基本条例第30条について、所要の文言改正を行うこととします。